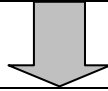


月収額の計算のしかた（その他所得者の場合）

このページで月収額を計算してみましょう。

年間所得金額の計算	開業等の時期	計算のしかた	注意事項 申込受付時に所得金額の認定が明確にできないときは入居をお断りすることがあります。
	①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業（日雇）をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 取得金額＝年間総収入金額－必要経費	
	②前年1月2日以後に現在の事業（日雇）を始め1年経過している方	事業を始めた翌月から12ヵ月間の所得金額	
	③現在の事業（日雇）を始めてから、まだ1年にならない方	事業（日雇）を始めた翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総所得金額}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12$ ＝年間の推定総所得金額	
	④現在の事業（日雇）を始めてから、まだ1ヵ月が経過していない方	予想される1ヵ月分の所得額を12倍した年間の推定総所得金額	



この金額を申込書に書き込んでください。

年間総所得金額
円

日雇い労働者などの方で給与所得者として賃金をもらっている方は「給与所得者の場合」により計算してください。この計算の仕方はその他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している方の場合です。